

明治憲法草案を書いた井上毅

大日本帝国憲法は西欧流の立憲国家を目指しながらも、日本の伝統も保つ憲法として、当時高い評価を受けた。それはどんな考え方に基ついていたのだろうか。

●日本の古典を読みこなす

大日本帝国憲法の条文は、伊藤博文首相（後に枢密院議長）を中心につくられました。その最初の草案を書いたのは井上毅という人でした。井上は熊本の出身で、フランスなど西欧で法学を学びました。帰国後は、日本の司法制度の近代化にあたりましたが、憲法制定の作業が始まると、その草案作りにとりかかりました。

井上はまず、「憲法は君主の命で政府が定める欽定憲法とする」ということを提言、伊藤らの了承を得ました。そして草案を書くにあたっては、その第1条では日本という国の有りよう（国体）を示すべきだと考えました。そして国体とは何かを知るため、井上は『古事記』をはじめ日本の古典を徹底して読み込みました。

●日本は「天皇の知らす国」

その結果、これらの古典は同じ「統治」を意味する「シラス」と「ウシハク」を使い分けていることに気がつきました。「シラス（知らす、治す）」は天照大神や歴代天皇、「ウシハク」は豪族らの行為に使われていました。「知らす」は豪族や外国の領主のように、領土や領民を私物として支配するのではなく、天皇が国民の心に寄り添いながら治めることだと理解しました。

●日本の伝統に基づく立憲君主制

そこで、日本の国体は「天皇が知らす国」だという結

論になり、憲法草案の第1条を「日本帝国八万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」とし、伊藤に提出しました。伊藤も井上の考えを理解しましたが、古語の「シラス」も英訳すれば「統治」と同じになるとし、「天皇之ヲ統治ス」と改めました。

のちに伊藤の名前で出された憲法の解説書である『憲法義解』でも「統治」と「治す」が同義であることを認めています。

この第1条によって、大日本帝国憲法は、西洋に習っただけではなく、日本の伝統に基づく独自の立憲君主制を打ち出すことができました。

憲法発布の翌1890年、井上毅は首相の山県有朋から今度は、教育勅語の政府案の作成を依頼され、同じ熊本出身で明治天皇の側近だった元田永孚にも意見を聞きつつ草案をつくりました。井上は「日本は天皇の知らす国」との考えから、勅語を上からの押し付けではなく、天皇からの呼びかけという形とし、山県によってほぼそのまま政府案として採用されました。



井上毅 (1844～95)
(国立国会図書館蔵)